

要 望 書

(令和 2 年度県予算並びに施策に関する要望)

広島県市長会

広島県町村会

要　望

県内 23 市町においては、住民に最も身近な基礎自治体として、安全・安心で、活力と魅力あふれる地域づくりに全力で取り組んでいます。

しかしながら、西日本豪雨災害からの早期の復旧・復興に向けた取組を始めとする防災・減災対策、更には、急速に進行する人口減少や少子高齢化への対応、地域医療体制の確保など、単独の市町では解決できない喫緊かつ重要な課題が多く存在しています。

こうした課題を克服し、誰もが夢と希望を持って暮らすことができる地域社会を実現していくためには、国・県・市町の一層の連携のもと、各地域の特色を生かして取り組むことが重要であります。

つきましては、令和 2 年度予算編成にあたっては、市町を取り巻く状況をご賢察いただき、特に県との連携・協力が不可欠な次の事項について格別の御配慮を賜りますよう強く要望します。

令和元年 10 月 15 日

広島県市長会
会長 松井一實

広島県町村会
会長 吉田隆行

目 次

重点要望事項	1
一般要望事項（広島県市長会）	3
一般要望事項（広島県町村会）	12

重 点 要 望 事 項

1 平成 30 年 7 月豪雨災害からの早期の復旧・復興について

- (1) 土砂災害等の被災箇所の早期復旧や再度災害防止に向け、砂防事業、治山事業及び急傾斜地崩壊対策事業について、より一層事業促進すること。
- (2) 排水機能の強化などの内水浸水対策や河川内の堆積土砂の撤去・樹木の伐採など、河川整備事業を推進すること。
- (3) ため池の総合対策について、県が策定した「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」に基づき、積極的に推進すること。
- (4) 被災企業に対するグループ補助金等の、早期の事業再建と安定した操業に向けた支援措置を継続するとともに、手続きの簡素化や迅速な交付決定など、企業が活用しやすい支援措置となるよう取り組むこと。
- (5) 平成 30 年の総観光客数や観光消費額が大幅に減少したことを踏まえ、引き続き、全県的な誘客促進を図るための観光プロモーションや観光振興策への支援など、観光需要の早期回復に向けた取組を積極的に進めること。
- (6) 計画的かつ確実に災害復旧事業を推進していくため、
 - ① 災害復旧事業期間の延長や過年災の起債充当率を現年災と同率とすることなどの総合的な財政支援
 - ② 農地等災害復旧に係る重要変更審査要件の緩和、審査体制の拡充
 - ③ 技術職員等の人材確保について、国に強く働きかけるなど万全の措置を講じること。

2 地域医療体制の維持・確保について

中山間地域の医療体制、救急医療体制、産科・周産期医療体制、在宅医療等の提供体制などの地域の医療体制を維持・確保するため、産科・小児科・救急医療等を担う医師や看護師等の不足、また地域間や診療科間の医師偏在の実態を踏まえ、医師・看護師等の絶対数の確保と適正配置が図られるよう、即効性のある施策を早急に講じること。

3 子育て支援対策について

(1) 子どもに対する医療費助成について

乳幼児医療費公費負担事業を含む子どもに対する医療費助成については、人口減少社会の中で、子ども・子育て支援を充実する観点などから、現在行っている支援内容の維持・拡充を行うこと。

また、国に対し、子どもに対する医療費助成制度の創設と各自治体が負担している子どもに対する医療費助成に対し財政的支援措置を講じるよう国に働きかけること。

(2) 保育士の確保について

幼児教育・保育の無償化により、保育ニーズが更に増加し、保育士不足に拍車がかかることが懸念されることから、更なる保育士の待遇改善や勤務環境の整備など、保育士を確保するための取組を一層推進すること。

4 国民健康保険制度における低所得者層等の負担軽減策について

国民健康保険制度に係る保険料について、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設するよう、国に強く働きかけること。

5 学校教職員の定数確保等について

教職員の配置について、欠員を臨時的任用職員で補充している状況が増加傾向にあることを踏まえ、児童生徒・保護者等が不安を持つことがないよう、県教育委員会が定めた定数に見合う正規採用教職員を確実に配置すること。

また、教育現場における様々な課題に対して早期発見・早期対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常駐による相談体制の整備に向けて積極的に取り組むこと。

一般要望事項（広島県市長会）

1 都市行財政の充実強化について	3
2 地域交通対策の推進について	4
3 保健福祉行政の充実強化について	5
4 生活環境の整備促進について	7
5 教育行政の充実強化について	8
6 道路等の整備促進について	9
7 防災対策の推進について	10

1 都市行財政の充実強化について

都市行財政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 外国人への生活支援と外国人材受入企業及び地方公共団体が行う施策への支援について積極的な措置を講じること。

(1) 生活支援について

外国人が安心して暮らせるための相談窓口の多言語化や日本語教育への支援を充実させること。また、同様の事業を地方自治体が行う場合に必要な財政措置や総合的な支援を行うこと。

(2) 就労支援について

「特定技能」制度の運用等、中小企業や小規模事業者が外国人材を受け入れ生産性の向上や事業を継続しようとする場合に、必要な支援措置を講じること。

また、地方自治体が行う就労支援の取組に対し、必要な財政措置や総合的な支援を行うこと。

(3) 「外国人材の受入・共生対策プロジェクトチーム」での事業について

県において検討されている企業調査や外国人材調査結果の情報共有を行い、効果的な施策について市町との連携を図ること。また必要な財政措置について、国に強く働きかけること。

2 地域交通対策の推進について

地域住民の生活を支える交通体系を維持・確保するため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 地域住民の移動手段として不可欠な生活交通（船舶航路・バス路線等）を将来にわたり維持し、確保していくための地域の実情に応じた制度の創設・拡充を図ること。

3 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 乳幼児医療費公費負担事業について、補助率2分の1を維持した上で、対象年齢を拡大すること。

また、国に対し、乳幼児等医療費助成制度の創設と各自治体が負担している乳幼児等への医療費助成に対し財政的支援措置を講じるよう国に働きかけること。

- 2 精神障害者の福祉の向上を図る観点から、身体障害者、知的障害者と同様に、精神障害者を重度心身障害者医療費助成の対象者とすること。

また、65歳から74歳の本制度対象者（療育手帳⑧所持者を除く）については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一率1割相当額が補助基本額に算入されることになっている。このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。

加えて、国に対して精神障害者も含めた公費負担制度の創設を強く働きかけること。

- 3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで、緩和すること。

また、現行の所得税額による判定方法では、税制改正の都度、所得控除額等が変更されることにより、実務的に煩雑になってい

ることから、所得制限額については、所得税額から所得額に改めること。

- 4 産科医・小児科医・外科医等をはじめとする医師や看護教員を含めた看護職員の不足、地域間や診療科間の医師偏在の実態を踏まえ、地域を支える医師・看護職員の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、救急医療体制の維持・強化を図るための施策や、出生年齢の高齢化やハイリスク分娩の増加などに対応した周産期医療の強化を図るため、地域周産期母子医療センターへの十分な財政措置を講じること。

- 5 保育サービスを支える保育士を確保するため、県として処遇改善事業を実施し、更なる保育士の処遇改善を図るとともに、環境整備を図ること。

- 6 各市町の「1人あたり保険料収納必要額」について、増加するとしても、医療費の伸びと同程度の増加になるよう、県繰入金等を用いた激変緩和措置を適切に行うこと。

また、広島県国民健康保険運営方針では、各市町の保健事業等に充当される保険料財源は、原則として過去3年間の平均を上限とするとされているが、保健事業等は医療費適正化等につながるものであり、市町が積極的に保健事業等に取り組めるような仕組みとすること。

4 生活環境の整備促進について

生活環境の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動搖を取り除くため、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 住民の平穏な生活を守るため、騒音の実態を積極的に情報収集すること。
 - (2) 騒音測定器の設置や防音対策の財政措置を講じるよう国に働きかけること。

5 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 教職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、広島県教育委員会が定めた教職員定数に見合う県費負担教職員が各学校に配置されることになっている。

しかし、実際には定数分の県費負担教職員が配置されないため、欠員を臨時的任用職員で補充している状況があり、この臨時的任用職員の数は、近年増加する傾向が続いている。また、その欠員確保については、任命権者である県教育委員会ではなく、市教育委員会が行っている現状があり、対応に苦慮している。

のことから、臨時的任用職員による欠員補充の解消に向けて、県教育委員会が定めた定数分の正規採用教職員の確実な配置を進めること。

2 私立学校への運営費の助成制度について、保護者負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること。

3 県内に立地する企業の人手不足に対応するため、県立高等学校の専門学科（工業科等）の定員増などの拡充策を講じること。

6 道路等の整備促進について

道路等の整備促進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 交通安全の推進や交通事故の未然防止、交差点における渋滞緩和のために必要な信号機を設置すること。
併せて、歩車分離式信号機の設置、視覚障害者用信号機や高齢者等感応式信号機など、信号機の高度化を推進すること。
また、路面標示や道路標識は、安全円滑な交通確保のため、適切な維持管理を行った上で、必要に応じて更新すること。
- 2 広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例(昭和36年条例第12号)に基づき事業種別毎の負担割合により負担しているが、地方財政法第27条第2項の趣旨及び行政実例(昭和31年10月22日自庁行発第106号)を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いたうえで、事業種別毎に市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。
- 3 都市自治体が管理する地方港湾・漁港について、計画的な維持管理による長寿命化が図られるよう、港湾施設改良費統合補助の対象事業費の引き下げや、施設点検費用の補助対象化など、財政的支援の拡充を図るとともに、所要額を確保するよう、国に強く働きかけること。

7 防災対策の推進について

平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興及び防災対策の一層の推進を図るため、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

1 平成 30 年 7 月豪雨災害からの早期復旧・復興を図るため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 土砂災害箇所等の早期復旧や再度災害防止へ向けて、砂防事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業及び農業用ため池の整備・廃止・管理等について、より一層の整備促進等を図ること。

また、技術職員の確保など、早期復旧に向けた推進体制の確保対策を引き続き講じること。

(2) 被災した商工業等の早期再生と新たな発展に向けて、次の事項について積極的な措置を講じること。

① グループ補助金等の支援措置について、手続の簡素化や迅速な交付決定、予算の確保など、早期の事業再建と安定した操業に向けて支援を継続すること。

また、年度内に復旧工事や設備調達から支払い完了までを終了することが困難な場合には、繰越措置等も含め、被災事業者への継続した支援を行うこと。

② 平成 30 年の総観光客や観光消費額が大幅に減少したことを踏まえ、引き続き、全県的な誘客促進を図るための観光プロモーション等の取組や観光振興策への支援を講じること。

2 将来に向けて、防災対策を一層推進するため、次の事項について積極的な措置を講じること。

(1) 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の積極的な推進を図るため、県施行事業における砂防堰堤整備等の更なる事業の推進を

図られるとともに、急傾斜地崩壊対策事業の市施行事業において予算の増額についての特段の配慮を行うこと。

また、治山事業について継続的な予算確保と拡充を図り、早期に事業を推進すること。

また、農業用ため池について、堤体の決壊などによる人的被害の未然防止等に向けて、県・市がそれぞれの役割を実行できるよう、引き続き、整備・廃止・管理等の総合対策を推進すること。

(2) 大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、河川改修や内水対策など、河川整備事業を推進すること。

(3) 取水場等の冠水により水道水及び工業用水が断水し、市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼしたことから、同一水系においての取水場の複数化や安全な場所への移転も視野に入れた対策を講じること。

一般要望事項（広島県町村会）

1	地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について	12
2	保健福祉行政の充実強化について	13
3	生活環境の整備促進について	17
4	教育行政の充実強化について	19
5	道路等の整備促進について	20
6	防災・減災対策の推進について	22
7	地域産業等の振興について	24
8	観光振興施策の推進について	26

1 地方分権改革の推進・町財政基盤の強化について

地方分権改革の推進及び町財政基盤の強化を図るため、下記の事項について積極的に取り組むこと。

記

- 1 公共施設等総合管理計画に基づく集約化・複合化事業及び長寿命化事業については、中長期的に取組みを継続する必要があるため、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債の対象期間を延長するとともに、交付税措置率を引き上げるなど、財政措置を拡充するよう国に強く働きかけること。
- 2 県の権限移譲事務については、それぞれの地域の実情に考慮したうえで、次のとおり必要な措置を講じること。
 - (1) 一般県道及び主要地方道の維持修繕を推進するため、道路の維持修繕に係る移譲事務交付金について、年々増加している各種業務委託費に対応できるよう、適正な交付金額を交付すること。
 - (2) 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕を推進するため、同施設の維持修繕事業に係る移譲事務交付金について修繕に支障を来さないよう、適正な交付金額を交付すること。
- 3 鉄道廃止路線の沿線自治体が譲り受けた鉄道資産の維持管理及び除却に要する費用について、特別交付税の算定項目に加えるよう国に働きかけること。
- 4 住民の相談内容が多様化する中で、今後とも消費生活相談体制を安定的に確保するため、地方消費者行政強化交付金における推進事業の活用期間を撤廃し、現行の相談体制に対する財政支援を継続するよう国に強く働きかけること。

2 保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

1 安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、次の事項について子育て支援策を強化すること。

(1) 乳幼児医療費助成制度については、県による補助対象基準を上回る助成を市町が独自に行っている実態に鑑み、地域間の格差を是正するため、県の乳幼児医療費助成の対象年齢を引き上げること。

また、全ての子どもを対象とした医療費助成制度を早急に創設するよう国に対し強く要望すること。

(2) 全てのひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、県のひとり親家庭等医療費助成の所得制限を児童扶養手当の所得制限と同水準まで緩和すること。

(3) 子どもの予防接種事業を拡充し感染病予防を効果的に実施するため、おたふくかぜワクチン及びロタウイルスワクチンについて、予防接種法に基づく定期予防接種の対象とするよう国に働きかけること。

(4) 県東部の自治体間における病児・病後児保育の相互利用に係る連携協定締結に向けた支援を行うこと。

(5) 保育施設における保育士不足の解消のため、保育士の待遇改善や勤務環境の改善に向けた県独自の保育士確保施策を実施すること。

2 離島地域の住民が安心して生活できる医療体制を確保するため、次の事項について、積極的な措置を講じること。

(1) 荒天等により救急艇が出航できない場合を想定した緊急搬送体制の整備に向けた支援を行うこと。

また、現在は不可能とされている夜間のヘリコプターによる緊急搬送については、運航体制の拡充に向け、積極的に検討を行うこと。

(2) 地域で不足する医療を補完するため、総合診療科を設置するなど、県立安芸津病院の機能を拡充すること。

3 医師不足が深刻な中山間地域の医療体制を確保するため、救急勤務医、専門外来の医師、看護師などの医療スタッフの確保等について、財政支援等の積極的な措置を講じるなど、引き続き支援を行うこと。

4 中山間地域における政策医療に精神科医療は不可欠であることから、県からの法令上の指定を受けて当該特殊医療の提供を行う指定病院以外の公立病院についても財政支援を行うよう、国に働きかけること。

5 介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう国に対して働きかけること。

(1) 公費負担割合の引き上げ、保険料・利用料の抑制を図るとともに、制度の地域間格差が生じることのないよう介護保険制度の見直しを行うこと。

(2) 令和元年度から完全実施された1号保険料の低所得者軽減強化について、財源措置を確実に行うとともに、市町負担分の軽減措置を講じるよう国に働きかけること。

(3) 介護保険料の確実な徴収を実施するため、介護保険料を国民健康保険と同様に税方式も導入できるよう国に働きかけること。

(4) 介護体制を確保するため、特に慢性的な人材不足が続く中山間地域における介護人材の確保及び待遇改善について、積極的な措

- 置を講じるなど、引き続き支援を行うこと。
- (5) 低所得者が十分な介護保険サービスを利用できるようにするため、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホームにおけるユニット型個室にかかる居住費の利用者負担については、補足給付費等の更なる軽減措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。
- 6 障害者及び障害児が地域で安心して生活できる環境を整備するため、次の事項について、積極的な措置を講じること。
- (1) 精神障害者福祉の向上を図るため、重度心身障害者医療費公費負担事業においては、精神障害者についても対象に加えること。
併せて、精神障害者手帳における福祉サービスについても身体障害者・知的障害者手帳と同様になるよう、国に働きかけること。
- (2) 発達障害の早期発見・支援のため、専門医療機関及び専門医、相談員の確保・充足を講じること。
併せて、個々のライフステージに応じた療育環境支援に対応できる人材確保に対する財源措置を講じること。
- (3) 障害者が安心して暮らすことが出来る地域社会実現のため、地域生活支援事業の国庫補助については十分な予算を確保し、補助金交付要綱どおりの補助率（100分の50）で交付するよう国に対し強く働きかけること。
- 7 生活困窮者支援制度に基づく「自立相談支援事業」「就労支援準備事業」等の実施については、県主導のもと、広域的な取組みが出来るよう引き続き支援を行うこと。
- 8 国民健康保険の都道府県単位化を円滑に継続するための財政安定化基金の積み増し等の財源確保はもとより、国民健康保険の赤字解消に向けた財政支援の拡充については国の責務であり、恒常的な財政支援措置を国に強く働きかけること。

県においては、準統一保険料の実現のために必要な各市町間の収納率の格差解消につながる徴収体制の強化に向けた支援を積極的に行うこと。

また、被保険者の保険料負担軽減について、低所得者層に対する保険料の軽減措置の拡充および子どもに係る保険料の均等割軽減を支援する制度の創設を国に働きかけること。

9 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）については、被爆者を多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう引き続き国に働きかけること。

10 保健福祉行政に係る新制度施行及び制度改革等の円滑な実施のため、法改正等の速やかな情報共有を国に求めること。

また、事業実施者に対するわかりやすい情報の早期提供についても、積極的に行うよう国に働きかけること。

3 生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

記

1 空き家全般にわたる利活用をより推進するため、次の事項について積極的な措置を講ずること。

- (1) 空き家全般にわたる利活用の促進及び空き家抑制の強化が図られるよう、住宅用地の固定資産税特例措置の法律による統一的な認定・運用基準の整備を行うよう国に働きかけること。
- (2) 空き家の物件調査や改修等利活用を推進するため、県において独自の補助制度を創設するなど財政支援を行うこと。

2 目撃情報や騒音被害が相次ぐ米軍の低空飛行訓練に対する住民の不安や動搖を取り除くため、県や国において騒音測定器の設置に係る補助制度の創設を行うこと。

3 高齢者等の交通手段を確保・維持するため、デマンド交通運行にかかる車両や予約運行システムの更新など設備投資に対する補助制度の創設を国に働きかけること。

4 交通量の少ない中国縦貫自動車道を有効に活用することにより、中山間地域の交流促進及び地域住民の利便性向上による定住促進を図るとともに、地域経済を活性化させるため、当該自動車道の利用料金を引き下げるよう国や関係機関に働きかけること。

5 離島地域特有の課題である次の事項について、積極的に支援策を講じること。

(1) 日常生活航路は、離島で生活する人々にとって欠くことのできないものであり、特に腎臓透析患者にとってはまさに生命線であるため、同航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな支援制度の創設など、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。

(2) 国の「離島のガソリン流通コスト支援事業」について、ガソリン以外の油種、プロパンガス等も補助対象とするよう国に働きかけること。

また、県においても離島地域の石油製品価格が本土並みに引き下がるよう支援策を講じること。

6 地方自治体が実施する下水道施設の改築更新事業について、必要な国費支援を継続するよう国に働きかけること。

4 教育行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するため、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 公立、小・中・高等学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、次の事項について積極的な措置を講じること。
 - (1) 小学校における35人学級の編制を、3年生まで拡充すること。
 - (2) 学校現場におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常駐配置に向け相談体制を整えるため、県費による配置を拡充すること。
- 2 教職員の時間外勤務削減に向けた統合型校務支援システムの導入にかかるイニシャルコスト及びランニングコストの負担を軽減するため、県による補助を行うこと。
また、教職員の人事異動を考慮した場合、システムを県内で統一した方が業務改善に寄与することから全県統一仕様のシステムに順次移行するよう県が主体となって取り組むこと。
- 3 人口減少が著しい中山間地域の人材育成は、非常に重要な意味を持っているため、小規模ながらも過疎地域の将来に大きく影響する県立高等学校がこれからも存続できるよう柔軟な対応すること。
また、生徒の全国公募にあたっては、生徒の受け入れ体制を整備するほか、クラブ活動活性化のための教師配置や生徒の寄宿舎整備など教育内容・教育環境の充実を図ること。

5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、近年、激甚化・頻発化する災害に備え、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、下記の事項について強力に推進すること。

記

- 1 社会資本整備総合交付金をはじめとする道路整備に関連した交付金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう引き続き国に働きかけるとともに、県においても町が計画する各種事業が着実に実施できるよう配慮すること。
- 2 地域課題の解決のため、地域が真に必要としている道路整備を遅らせることのないよう次の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 地域高規格道路及び主要な国道・県道の整備を道路整備計画に基づき着実に実施することにより、地域間の広域的ネットワークの形成を図るとともに、通行利便性の向上、慢性的な渋滞緩和、歩道設置による安全な通学路の整備、災害時の避難路の確保など、住民生活に密着した道路整備・改良を推進すること。
 - (2) 令和5年度末までの時限措置となっている狭あい道路整備等促進事業について、災害に強いまちづくりを推進するため、財政支援を恒久化するよう国に働きかけるとともに、県においても事業が着実に推進できるよう配慮すること。
 - (3) 地域高規格道路の一部開通による大型車両等の交通量の増加に伴う周辺地域への騒音・振動対策を引き続き実施すること。
- 3 市街地域など、道路沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業について、合意された計画の方向性

に基づき早期事業実施するとともに関連事業に遅れが生じないよう事業の推進を図ること。

- 4 農業農村振興のため、計画に基づく広域農道を着実に整備すること。

6 防災・減災対策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現し、近年頻繁に発生している未曾有の災害から住民の生命・財産、生活環境を守るため、下記の事項について防災・減災対策を総合的かつ強力に推進すること。

記

1 平成30年7月豪雨は、県内市町に甚大な被害をもたらし、被災した市町においては、復旧・復興に全力で取り組んでいるところ、今後の新たな災害に備えるためにも、国・県の支援が不可欠であることから、次の事項について、引き続き万全の措置を講じること。

- (1) 現在着工中の河川、砂防、治山施設等の整備事業の早期完了と未着手事業への早期着手
- (2) 道路等公共土木施設の早期復旧
- (3) 河川内及び砂防堰堤の堆積土及び立木等流路支障物の浚渫・除去の早急な実施
- (4) 災害復旧事業に係る財政支援

2 土砂災害から住民の生命・財産を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業等のハード整備を強力に推進するとともに、「ひろしま砂防アクションプラン 2016」に基づく砂防事業を重点実施すること。

3 河川の氾濫による洪水災害を防止するため、「ひろしま川づくり実施計画 2016」に基づく整備事業を推進するとともに、「河川内の堆積土等除去計画」に基づく浚渫等の維持管理を確実に実施すること。

また、一級河川太田川（国管理）の河川環境の改善を検討する対策協議会を設立するよう国に働きかけること。

4 河川の氾濫による水害を想定したハザードマップの作成を進める必要があるため、浸水想定区域の設定がなされていない県管理河川について、早急に設定を進めること。

5 海面上昇による異常潮位や台風による高波、高潮被害に備えるため、河川河口部や海岸における高波、高潮対策を促進するとともに、建設海岸の海岸保全施設整備事業の早期事業化を図り、早期完了を目指すこと。

また、漁業活動の安全確保のため、引き続き広島港港湾計画に基づく防波堤建設事業を促進すること。

6 広島中部台地農地開発事業（国営事業）により整備された洪水調整池が、経年により土砂の堆積が進行し洪水調整機能が低下しているため、防災機能の回復を図る必要があることから、国県による浚渫事業を創設すること。

7 地域産業等の振興について

地域産業等の振興と地域経済の活性化を図るため、下記の事項について積極的な措置を講じること。

記

1 農業の果たす多面的機能を踏まえ、次の事項について農業振興対策を推進すること。

(1) 今後の担い手による新たな農業経営のしくみづくりに向け、基盤整備事業（農地耕作条件改善事業）の早期完了を図るための予算確保を国に働きかけること。

また、農業競争力強化基盤整備事業の附帯事業である中心経営体農地集積促進事業は、新たな農業経営と同整備事業の推進に必要であり、今後も継続するよう国に働きかけること。

(2) 中山間地域の農業が廃れることのないよう、また担い手農家の持続的な安定経営が図れるよう、中山間地域等直接支払事業の継続的な維持及び平場と中山間地との所得格差の補償という事業趣旨を踏まえた交付金額となるよう制度の見直しを国に働きかけること。

(3) 担い手への農地利用集積の促進に向け、多面的支払交付金事業について暗渠排水の設置又は改修等の農地改良を助成対象とするとともに、円滑な事業の実施が行えるよう国に対して十分な予算額及び交付税措置を働きかけること。

(4) 将来的に担い手への農地集積による農業の大型経営を進めていくためには、現在、小規模農家が耕作している農地を適切に維持管理していくことが必要である。

現行の国・県の支援事業では、水田の暗渠排水対策等は採択要件を満たすことが困難であるため、支援事業の採択要件緩和を図るよう国に働きかけるとともに、県においても水稻作付を

主眼とした暗渠排水設置等の農地改良事業を創設すること。

(5) 農業就労者の定着を図るため、農業次世代人材投資事業（経営開始型）の所得制限に関する交付停止や返還といった各種要件の緩和を国に対し働きかけること。

2 第3期「ひろしまの森づくり事業」において人工林健全化（間伐）の実施要件に新設された『山腹傾斜30度以上かつ保全対象からの距離が250m未満の人工林』について、集落から離れた保全すべき森林の整備を進めるため要件を撤廃すること。

3 鳥獣被害が深刻な問題となっていることから、捕獲のための施設等諸条件の整備について促進するとともに、有害鳥獣対策（イノシシ）で効果的な事例を収集、または研究し提示するなど、有害鳥獣の削減に向けた効果のある対策を実施すること。

4 自治機能が崩壊し、消滅集落が拡大傾向にある周辺部地域において、産官学、民間等の連携による継続的支援ができるよう、県が中心となる中間支援専門組織((仮)中山間地域振興センター等)を設置すること。

5 県が実施するU・Iターン希望者に対する就業支援において、市町が独自に行っている就業支援制度等の情報を積極的に発信すること。

8 観光振興施策の推進について

魅力と活力ある地域をつくるには、各地の特性や資源を生かした観光振興が重要であることから、下記の事項について適切な措置を講じること。

記

- 1 海水浴場の年間を通した有効活用及び賑わい創出を促進するため、各種イベントの開催や積極的なPR活動を推進するとともに、安全・安心及び利便性を確保するため、利用者の避難路を兼ねた横断歩道橋の整備を促進すること。
- 2 中国横断自動車道尾道松江線の全線開通による利用客の増加などに対応するため、一部未整備となっている県営公園の整備を促進するとともに、現在整備中のクロスカントリーコースの早期供用開始及び山林内へのコース整備を推進すること。

